

「令和7年度 町会・マンションみんなで防災訓練」実施要綱

令和7年3月28日

6生都地第2122号

（目的）

第1 この要綱は、町会・自治会が近隣のマンション管理組合等と合同で開催する防災訓練の打合せから振り返りまでを支援することにより、町会・自治会とマンションのつながりの構築・強化を効果的に図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一 地縁団体

いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体をいう。

二 単一町会

区市町村において、町会・自治会として登録又は把握されている単一の地縁団体をいう。ただし、集合住宅世帯のみで構成する単一の地縁団体は除く。

三 マンション管理組合

「建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）に規定する団体又は法人をいう。

四 集合住宅自治会

区市町村において、町会・自治会として登録又は把握されている集合住宅世帯のみで構成する単一の地縁団体をいう。

（事業の内容）

第3 本事業は、町会・自治会が近隣のマンションの管理組合等と合同で行う「防災訓練等」を、東京都及び関係機関が支援する。

2 「防災訓練等」は次を内容とする。

（1）合同打合せ

（2）事前レクチャー（防災講話）

（3）防災訓練の実施

（4）振り返り

（申請者等）

第4 この要綱において、申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、東京都内に所在する単一町会及び集合住宅自治会とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく申請者とししない。

（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）団体の代表者、役員又はその他の構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2

条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

- 2 申請者は、申請に当たり、連携するマンションの管理組合等と、防災訓練等の合同実施・連携についてあらかじめ合意しなければならない。

(連携するマンションの管理組合等)

第5 この要綱において、単一町会が連携することができるマンションの管理組合等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) マンション管理組合
- (2) 集合住宅自治会
- (3) マンション所有者(賃貸マンション)

- 2 集合住宅自治会は、単一町会と連携することができる。

(対象団体数等)

第6 本事業の対象となる申請者数は、60団体とする。

- 2 申請者が連携する近隣のマンションの管理組合等は、3団体程度とする。

(申請)

第7 申請者は、次に掲げる書類を東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 申請書別紙 事業の共同実施・連携実施に係る合意書
- (3) 申請者の会則又は規約等、役員名簿
- (4) マンション管理組合等の会則又は規約等、役員名簿

(事前相談)

第8 申請者は、マンションの管理組合等と合意する前に事前相談を行うことができる。

- 2 事前相談は提出書類を要さない。

(事業実施の決定)

第9 知事は、申請が対象団体数を超えた場合は、抽選を行い、決定する。

- 2 申請が、本年度に本事業の実施決定を受けている申請者からの申請であるときは、申請を受理することはできない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。